

平成28年度予算執行方針のポイント

1 事業効果の早期発現（執行管理の徹底）

「安心・活力・発展プラン2015」の目標達成に向け、「おおいた地方創生推進枠」など重点・新規事業の関係者への周知、早期着手など、効果的かつ計画的な執行を徹底

また、事業執行上の課題を整理し、円滑な実施に繋げるため、重点事業等の執行管理を実施

2 大分県行財政改革アクションプランの実行

アクションプランに掲げた改革項目を着実に実行し、28年度目標の確実な達成及び改革の前倒しを図るとともに、歳出の見直しについて、執行段階での課題の把握・分析を通じて事業の再構築を検討

3 地方創生推進交付金の活用

まち・ひと・しごと創生の実現に向け、地方創生推進交付金（新型交付金）を活用した予算の補正を予定しており、具体的な方針を別途通知

4 その他留意事項

果実運用型基金など利息収入を財源とする事業について、経済金融情勢の変動等により支障を来すと見込まれる場合、財政課と協議のうえ対応

【参 考】

大分県予算規則（昭和39年4月1日 大分県規則第53号）

（予算の執行方針の通知）

第10条 総務部長は、予算の計画的かつ効率的な執行を確保するため、その成立後速やかに知事の定めた予算の執行方針を部局長に通知しなければならない。

財 第 1 号
平成 28 年 4 月 1 日

関係部局長
教育委員会教育長
警察本部長
病院局長 } 殿

総務部長

平成 28 年度予算執行方針について（通知）

平成 28 年度予算については、下記事項に留意のうえ、効率的・効果的な執行を確保してください。

記

平成28年度当初予算は、「ステップアップおおいた」予算と位置づけ、昨年策定した「安心・活力・発展プラン2015」の政策実現への挑戦と同時に、喫緊の課題である「まち・ひと・しごと創生」の今後5年間の足がかりとなる施策の充実を基本方針として、積極予算を編成した。

加えて、27年度2月補正予算においては、国の補正予算に伴う公共事業等を積極的に受け入れ、当初予算と相俟って景気回復の下支えにも配慮したところである。

他方、当初予算における財政調整用基金の取崩しは、「大分県行財政改革アクションプラン（以下、「アクションプラン」）」に沿ったものとなっているとはいえ、引き続き多額の収支不足が生じている。さらには、29年度以降も毎年度100億円前後の収支不足が見込まれており、本県財政は依然として予断を許さない状況にある。

また、国内経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で緩やかな回復基調が続いているものの、海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動による影響が心配されている。

こうした状況を踏まえ、予算の執行にあたっては、計上した施策の目的が確実に達成されることはもとより、県民ニーズに即した効果的な事業執行を計画的に進めることが重要である。

併せて、アクションプランに掲げた目標の達成に向け、執行段階での課題の把握や分析を通じて、歳入の確保及び歳出の見直しを着実に進めることとする。

I 全般的事項

- 1 当初予算は、現時点で見込みうる財源を捕捉したうえで、年間予算として編成しており、原則として補正は行わない。ただし、地方創生推進交付金を活用した事業については、補正予算の編成を予定しており、具体的な方針を別途通知する。
- 2 おおいた地方創生推進枠など、重点・新規事業については、執行の遅れにより事業効果が低減することのないよう、関係者に内容等を十分に周知徹底したうえで、早期執行に努めること。
なお、27年度2月補正予算の状況や決算特別委員会の意見等を踏まえ、重点事業等の執行管理のあり方については、別途通知する。

- 3 予算執行にあたり、状況変化等により不用となった予算については、執行を留保すること。
また、年度末における事業実施や行事の開催、旅行、備品・消耗品の購入等が集中することのないよう、計画的な執行に努めること。
- 4 アクションプランに掲げた改革項目について、当初予算において織り込んでいるもの及び今年度計画しているものについては、着実に成果を挙げるとともに、後年度に計画しているものであっても前倒し可能なものは、積極的に取り組むこと。

II 歳入に関する事項

1 県 税

税収の確保に向けて、アクションプランに掲げた納税手段の多様化や滞納整理の強化を行い、目標徴収率を確保すること。特に、個人県民税については、併任制度の活用などにより市町村との徴収連携を図り、徴収率向上に努めること。

2 地方交付税

普通交付税について、本県財政需要の実態と算定額の乖離の状況・原因を分析し、対策を講ずること。

3 使用料及び手数料

新設、改定又は廃止された項目については、納入者等に周知するとともに、収入未済や過誤納が生じないように努めること。

なお、来年の消費税率の改定に伴う条例改正を予定しており、見直しに際しては、受益者負担を踏まえ適切に算定すること。

4 国庫支出金

地方創生推進交付金や公共事業費の動向など、関係省庁からの情報収集に努めるとともに、国庫補助金等の確保を図ること。併せて、本県ニーズに即した補助制度の創設や弾力的運用などについて、様々な機会を通じて国に要望・提案すること。

また、前金払いや概算払いの制度を最大限活用し、事業の進捗に応じた資金の確保に努めること。

5 県 債

県債充当事業の内容変更や事業費の増減等に留意し、適正な活用に努めること。

また、地方債の充当率や交付税措置など制度改正の動向に留意し、有利な地方債の活用を図ること。

Ⅲ 歳出に関する事項

1 政策予算

(1) 公共事業

27年度2月補正予算において国の補正を受け入れたものについては、早期の事業執行に努めること。なお、当初予算に係る目標執行率の設定については、別途指示する。

また、繰越事業については減少しつつあるものの、投資的経費に占める割合は依然として高いことから、現年事業分とあわせ進捗管理に万全を期すこと。

(2) 国庫補助事業

事業の執行については、公共事業と同様に適切に対応すること。

なお、各省庁との折衝を通じて、増額補正や新規受入れ等の必要が生じた場合には、その事業内容や効果等について十分検討するとともに、あらかじめ財政課と協議すること。

(3) 単独建設事業

事業の執行については、公共事業と同様に適切に対応すること。

また、入札残については、原則として執行を認めない。

(4) 貸付金

制度の趣旨を周知徹底し、その活用を図るとともに、融資対象事業の内容に応じ適期にこれを執行すること。

また、資金の預託に際しては、資金収支に及ぼす影響が大きいため、融資残あるいは資金の利用状況等を十分精査のうえ効率的な執行に努めること。

なお、経済金融情勢の変動等に伴う金利や金融機関等の動向に留意すること。

2 部局枠予算、管理予算

年間を見通した執行計画を立てたうえで、効率的に執行するとともに、支出の必要性を常に精査しながらその節減に努めること。

なお、社会保障関係費については、予算に占める割合が年々増加しており、財政運営に及ぼす影響が大きいことから、制度改正等の影響にも十分留意のうえ、所要額の的確な把握とともに計画的な執行に努めること。

3 その他の留意事項

- (1) 補助金及び委託料等については、支出目的が達成されるよう適切に執行すること。また、交付時期等に留意し、交付先等で資金が滞留することのないようにすること。
- (2) 国庫補助事業、受託事業については、財源の収入時期を的確に把握し、県費の長期または多額の立替えが起きないように留意すること。
- (3) 未利用財産の売却等の準備や手続については、県有財産総合経営計画に基づき県有財産経営室で一元的に執行することから、情報の共有化を進め、県有財産の積極的な利活用を図ること。
- (4) 使用料や貸付金等に係る未収債権については、大分県債権管理マニュアルにより滞納整理を強化するなど、その縮減に努めること。
- (5) 物件費については、27年10月2日付けで通知した「行財政改革の取組としての物件費等の節減について」（別紙参照）に沿って取組を徹底すること。また、創意工夫による節減等は、各部局の翌年度当初予算の政策予算要求枠に上乘せする予定であり、その詳細については、別途通知する。
- (6) 制度改正、国庫補助単価改正の事由等により、所要額や財源等に変更が生じる場合は、あらかじめ財政課と協議すること。
- (7) 指定管理者制度により管理運営を行う施設については、必要なサービス水準や安全性の確保等を図るため、指定管理者任せにすることなく、県自ら施設の設置者として、常にその管理運営や委託事業の状況を把握するとともに、適切な措置を講ずること。
- (8) 県立大学法人に対する運営費交付金については、中期計画における予算・収支計画の執行管理を行うとともに、人件費等の所要額を的確に把握すること。
- (9) 果実運用型基金など利息収入を財源とする事業のうち、経済金融情勢の変動等により確保が困難と見込まれるものについては、代替財源を確保するなど対応策を検討したうえで財政課と協議すること。

IV 予算配当等

予算の配当については、事業の執行計画や財源確保の見通し等に十分配意のうえ、原則として年2回行うものとするが、今後の情勢の変化等によっては特別な措置を講ずることもあり得るので留意すること。

また、予算の令達にあたっては、年間執行計画を作成し、地方機関等に対して早期に配分見込額を示すとともに、予算執行時期に配慮しながら、適時適切に行うこと。

なお、配当申請は、原則として各部の主管課でとりまとめて行うこと。

V 特別会計に関する事項

一般会計に関する事項を参考にして執行すること。

VI 公社等外郭団体に関する事項

公社等外郭団体については、その経営状況が県の行財政運営にも大きな影響を及ぼすことから、「公社等外郭団体に関する指導指針」に基づき、適正な事業運営が行われるよう指導監督すること。

また、今年度改定する各団体毎の見直し方針に沿って進捗管理を行うとともに、組織・運営体制の見直しや出資金の引き上げ、財政支援の廃止・縮小を進めること。